

令和 8 年 9 月那須塩原市議会定例会議付議事件

議 案 番 号	件 名	主 管
議案第 7 4 号	令和 8 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）	総務部
報告第 2 7 号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第 2 8 号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第 2 9 号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

議案 第 7 4 号

令和 8 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 8 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 0 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月30日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年9月8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年7月10日、那須塩原市埼玉地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 5,016円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は16,720円とし、過失割合は市側が30パーセント、相手側が70パーセントとする。
市は、市責任額5,016円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月30日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年9月8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年7月19日、那須塩原市小結地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 8,325円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は16,650円とし、過失割合は市側が50パーセント、相手側が50パーセントとする。
市は、市責任額8,325円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月30日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年9月8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年7月19日、那須塩原市小結地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 36,363円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は121,209円とし、過失割合は市側が30パーセント、相手側が70パーセントとする。
市は、市責任額36,363円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇